

清規にあらわれた年中行事

大石守雄

一
 清規は禪の最も具體化したものであるが、世俗的に如何なる影響を與えたか、更に一般的に如何なる意義が存するかは、清規研究の大きな命題である。處で本論はその一部分であるが、清規にあらわれている年中行事を取り上げたい。

先づ勅修百丈清規節臘章第八の月分須知を中心に中國で撰述された清規、及び日本で編纂された清規の中から取り出し、清規の上での變遷を見たいと思う。掲載する清規は、

中國の清規^{註1}

禪苑清規（宋徽宗崇寧二年（一一〇三））¹（「禪苑規」と略稱）

（稱）

叢林校定清規總要（宋度宗咸淳十年（一二七四））²（「校定規」）

禪林備用清規（元武宗至大四年（一三二一））³（「備用規」）

幻住清規（元仁宗延祐四年（一三一七））⁴（「幻住規」）

勅修百丈清規（元至元四年（一三三八））⁵（「勅修規」）

百丈清規證義記（清道元三年（一八二三））⁶（「證義記」）

日本の清規^{註2}

勅修百丈清規桃源鈔（寛正三年（一四六二）講了）⁷（「桃源鈔」）

源鈔）

勅修百丈清規抄（永祿十年（一五六七））⁸（「勅規抄」）

黃檗清規（延寶元年（一六七三））⁹（「黃檗規」）

小叢林略清規（貞享元年（一六八四））¹⁰（「小叢林規」）

吉祥山永平寺小清規（享保三年（一七一八））¹¹（「永平小規」）

橘谷内清規（享保十五年（一七三〇））¹²（「橘谷内規」）

檀樹林清規（享保十八年（一七三三））¹³（「檀樹林規」）

洞上僧堂清規行法鈔（寛保元年（一七四二））¹⁴（「行法鈔」）

大平山諸寮日看（明和九年（一七七二））（「諸寮日看」）以上十五の清規に、禪林象器箋を参考にしつつ推稿する。

中國の清規の勅修規は編纂の趣旨は禪苑規、校定規、備用規等を中心に勅修規撰述以前の清規を會粹參同されたものである。又證義記、桃源鈔、勅規抄は勅修規の註釋本である。更に永平小規、栢樹林規、橘谷内規、行法鈔、諸寮日看等洞門の清規であり、臨濟よりも多くの清規の撰述がれており、日本の年中行事との関係は多々あるのではないかと思う。

二

正月。初一日有處孟月、大衆行道誦經祈保。次具門狀、官員檀越諸山賀歳。十七日。百丈忌。（勅修規）

とある。勅修規成立以前の清規の記事をあげるに、

正月分。初一月、粥罷。就座點茶。仍請兩班單寮。方丈喫茶。如常禮。或講或免。在任持意。齋時、庫司僧堂點茶、如常禮。……………（校定規）

正月分。殿堂香燭茶果供養。官屬檀越。致賀門狀……………（備用忌）

正月初一日。歳旦五更鳴鐘板。衆集大悲呪祝聖羅大衆稱賀與四節同、是日宮齋半齋時諷楞嚴。普回向……………（幻住規）

等である。「有處四孟月」とは、孟春（正月）、孟夏（四月）孟秋（七月）、孟冬（十月）に、地方で行われているということである。これは校定規、備用規等の勅修規以前の清規に無い。又百丈忌の記事も見當らない。處が「或兩班滿替。照例次第行之。」（校定規）「或兩序進退山門一應禮節、輕重合宜、不可違例、庶免敗缺之誚、」（備用規）の様に役位の交代が行われている。勅修規は正月一日は聖節上堂と同じであるが、校定規、備用規、幻住規等より派手になっている。證義記は最も丁寧なものである。

一二三の三日間大般若轉讀の記事のあるのは小叢林規、行法鈔、栢樹林規の三清規である。勅修規以後には百丈忌をのせているが、但し小叢林規には無い、勅規抄に、

正月十七日ハ百丈忌ソ、二祖ト云ハ達磨百丈トソ、日本ニハ太半百丈忌ヲセヌホトニ開山忌ヲ二祖ニ入ルソ、開山忌ハ常住カラセウソ、達磨百丈ノ二祖忌ヲハ大衆カ率ニ衆財ニスヘキノ、常住カラハセマイソ……………

とある。その他小叢林規には十六日、善月祈禱般若。十八日觀音懺法をあげている。

二月 初一日僧堂内閉爐或山寺高寒毋拘。十五日佛涅槃（勅修規）

とある。黄檗規には、

先一日知殿僧汎佛殿掛涅槃像一營備香花燈燭茶果珍

着ニ以申ニ供養ニ至リ日五更大衆祝讀堂頭拈香早粥後衆誦ニ遺教經ニ堂頭陞座說法午供時ニ前拈香及上食

とある。又行法鈔には、

遺教起首 朔日ヨリ十五日マデ、晡時ニ遺教ヲ讀ス、經了テ、舍利禮ニ返ニテ、普回向ス、朔日ノ粥後、或ハ前夜ニ讀經ヲ試熟ス。

とある。柑樹林規、橘谷内規、諸寮日看等皆二月一日より十五日迄遺教經を讀誦するのである。その他黄檗規に二月十九日觀音降誕があるのみである。更に諸寮日看に「此月ノ最初初午ノ日、行事罷鎮守諷經アルベシ、但シ稻荷宮ノ神前ニテ諷經ス、供物ハ庫下ヨリ辨備ス」とある。

三月 初一日堂司出ニ草單。清明日祖堂諸祖塔諸檀越祠庫司預報洒掃嚴備ニ供養ニ集衆諷經。此月出レ榜禁ニ約山林茶笋。(勅修規)

とある。校定規には、

三月分。此月農務方興。庫司當提點耕種。及諸莊陂堰之類。或山林茶笋抽長。合出榜禁約。体指當提點。有新茶出。點獻殿堂。亦點僧堂。供養大眾。

又桃源鈔には、

三月初一日、前ニ在夕草單ノコトソ。清明日、唐ハ此ノ七月ノヤウニ、祭ル日ソ、冬至、寒食、清明ニハ、人ヲ祭ルソ。此月出レ榜、山林へ人ヲ不入、竹木ヲキルコト

ヲ止ルソ、茶ナントヲスル時分チヤホトニ、茶ヲモ損セシトテ、笋ナントヲモトラレシトテソ。

更に行法鈔には、

三月。閉爐。閉爐ハ朔日ナリ、僧堂諸寮ミナ蓋爐ス、一衆帽ヲ除キ、又手ヲ露ス。禮賀常ノ朔望ト同ジ。上巳禮賀。粥罷ニ禮賀、朔望ト同ジ、桃花茶ヲ點ズ、賀客ノ接待、正月ト同ジ。清明貼符。二月末カ三月初メ、三月ノ節ニ入テ清明節ト云フ、コノ日改火、鎮防火燭ノ符ヲ書テ、諸堂ニ貼ス、清明ノ日、筆硯ヲ改メ、淨水ヲ用ヒ、鎮防火燭ノ四字ヲ單ニカク、單ノ幅、長六寸二三寸、闊四寸一二分ナリ、祖師ノ眞筆ノ文字ノ大サモ、二寸ホドナレバ、右ノ幅相應ナリ、書様ハ中ニ、鎮防ノ二字ヲツツケ、火燭ノ二字ハ下ニ雙ベ、火ノ字、燭ノ字ノ火片ヲ水ノ字ノ様ニカキナス、古例、火伏ノ意ヲ含ム、單ノ兩肩ニ水點ヲ分テ點ズ、右ニ祖筆ヲ寫シテ後鑿トス、鎮防ノ二字ニ、三寶印ヲ押テ、清明日ノ粥了一遍消災ニ、加持薰香シテ後ニ、監寺ニ命ジテ貼セシム。

とあるが、橘谷内規にも、

清明節。二月末三月始入ニ三月節、是日ニ清明節、書ニ千鎮防火燭之榜、貼ニ諸堂之柱、此符書様有ニ口傳、(火之字如此、燭之字火ヘンヲ蟲ヘンニ書キ換ル也口傳大事)。三月朔旦閉爐節。僧堂及諸堂諸寮可ニ閉爐、來賓炭

爐不用、拜賀祝茶如_レ常、粥後龜鏡文可_レ誦_レ之。三日稱_二上巳節_一。巡堂章馱天諷經。麻蒔獻_レ之。拜賀祝茶時刻_二桃花_一可_レ點_二茶中_一矣、哺時念誦。同十五日羅漢會可_レ行_レ之。獻供盛物慇懃叮嚀莊嚴可_レ辨備_レ焉、麻蒔破粉獻_レ之、拜賀如_レ常。

とある。三月の上巳節は桃の節句であり、桃花を點じた茶を出すのである。

四月。初一日鎖_二旦過_一。初四五間告香普說。初八日。佛誕浴佛庫司預造_二黑飯_一一方丈請_二大衆_一夏前點心。十三日建_二楞嚴會_一。十五日結制。候_二天氣_一僧堂内下_二暖簾_一上_二涼簾_一。(勅修規)

とある。桃源鈔は左の如く解釋している。

四月初一日。行脚ヲ四月一日カラ止ルホトニ旦過寮ヲ鎖ソ掛搭ヲモ止ルソ。初四五。夏前ニ掛搭シタ者カ告香シテ普說ヲ請ソ。初八日佛誕浴佛。黑飯ハ桐葉ヲ以テ染ルソ、或日桐飯ソ色カ黒ナルケナ、桐テ染ルナントシタイワレヤラウソ、日本ニ赤飯クウタリナントスル様ニソ記談ナントニモノセタソ、眞淨文ノ頌カアルソ、……

とあるが、禪林象器箋には黒飯は桐飯とは知らずとしている。黒飯は一名烏飯とも言われ南燭の葉の汁を以て飯が染まり色は青黒いので黒飯とも云われている。その他黄檗規には四月十日を臨濟祖師忌にあげ、

供養諷誦等禮同_レ前、同向云上來諷誦殊勛奉爲臨濟慧照_リ禪師_ト大和尚_ト上酬慈蔭。十方三世云々としてゐる。

五月。端午日早晨知事僧堂内焼香點_二菖蒲茶_一住持上堂。次第建_二青苗會_一堂司預出_二諸寮看誦經單_一。直歲點_二檢諸處整漏_一疏_二凌溝_一。方丈詣_二諸寮諸菴塔_一各作_二一日點茶_一。温存。僧堂内掛_レ帳。(勅修規)

とある。青苗會については。

五月分芒種後。插種畢。當檢例。做青苗會請大衆看經等事……(校定規)

五月分。建青苗會。預出諸寮經單。……(備用規)

五月二十八日起_二青苗經會_一三日至六月初一日。散須預備_二香燭供料_一并立_二疏文_一及預出_二經單_一請_二大衆_一結發披閱然後聚_二其經目_一入_レ疏回向、(幻住規)

……建_二青苗會_一。念_二誦保苗_一……(證義記)

とある。勅規抄には、

青苗會昔カラアツタソ青苗ノ祈禱ヲスルソ簡要ノ婁ソ……中略……日ハ不定ソ青苗ト云ヘハ王荊公カ婁ノヤウニナルソ青苗法ハ初小縣ニ行タ時ハヨカツタソ天下ニ行タホトニナニカヨカウツ割_レ鶏用_二牛刀_一ハ譽タ詞ソ割_レ牛用_二鶏刀_一ハ謗タ事ソ……

と説明している。中國に於ては、盛んに青苗會又は田稼を

祈保することが行はれた様だが日本ではその記事は大鑑清規・永平小清規に見ることが出来る。次に端陽節については桃源鈔は次の様に説明している。

端午日。點菖蒲茶ハ俗禮ナレトモシツケテ用ルソ、日本ニ節分ニ打豆コトハ善惡出處カナイ事ソ、南都解脫上人ノ宗因喩(三種譬量)トテ立量ラレタニ節分ニ不可打豆無ニ支證ニ故ニトカウ云ワレタレハ虚空ニ者カ奈何也間相違咎ト呼タホトニヤメラレタソ、宗因喩ト云テ量ヲ立テ問ニ不答レハ、三十三ノ咎カアルソ。……………

五月五日端午節。朝課巡堂後拜賀行茶菖蒲刻入ニ茶中ニ引ニ粽僧堂庫下諸寮……………(橋谷内規)

とある。禪林象器箋には、

忠曰。居家。此日飲ニ菖蒲酒。僧家以レ茶代レ之。準ニ世禮ニ也。瞿佑四時宜忌ニ云。五月五日。午時。飲菖蒲雄黃酒。辟除百疾。而禁ニ百蟲。月齡廣義。五月齡神農書曰。午日以ニ菖蒲。或縷或屑。泛酒。助ニ陽氣ニ延年。以山澗九節者。佳。笑談錄。五日菖蒲末。酒服。亦解酒。痛飲不醉。

とある。その他五月八日彌勒佛降誕(黃粟規)十六日善月祈禱般若。十八日觀音懺法(小叢林規)をあげている。

六月。初一月隆暑首座免レ鳴ニ坐禪板。入レ伏堂司提調晒レ薦。炭頭或庫司打ニ炭團。(勅修規)

とある。橋谷内規には、

六月朔旦水節。朝課巡堂後拜賀行茶菓子水餅也。麻苳破粉獻之。粥後龜鏡文可レ誦之。同月土用蠱干。案内使僧三日己前門首中江檢僧可レ写レ之。檢僧饗應者現住役可レ辨之。可レ爲ニ一汁一菜。藥石可レ爲ニ冷飯。經藏一角充可レ出レ之……………

といつてゐる。

七月。初旬堂司預出ニ孟蘭盆會諸寮看誦經單ニ預率ニ衆財ニ辨ニ斛食供養、十三日散ニ楞嚴會、十五日解制當晚設ニ孟蘭盆會ニ誦經施食。(勅修規)

七月分。十二日衆寮散楞嚴。十三日大殿散楞嚴。十五日解制。建孟蘭盆會。預出諸寮經單報父母恩……………(備用規)

とあるが、日本の清規には、

七月朔日恒規麻苳破粉獻レ之。祝聖朝課後巡堂鎮守應供誦經。歸ニ于方丈ニ禮賀祝茶。粥罷看經。至ニ十月ニ迄午時本師如來上供。……………中略……………從ニ此晚十四日迄水陸會毎晚不可レ怠矣。粥罷龜鏡文可レ誦。

同七夕朝課巡堂後禮賀祝茶。麻苳破粉獻レ之上堂小參等佛事可レ任ニ志意ニ也……………(橋谷内規)

とある如く、七月一日から十四日迄小施食法(小叢林規)が行われ、七夕祭が行事の中に入つてゐることである。行法鈔にも「七夕。朔望ノ禮賀ト同ジ、賀客ノ接待アリ。」と

いう。

八月初一日開旦過、知客預晒_ニ寮内薦席_一。此月修補。本色衲子未遽起單。僧堂收帳。(勅修規)

とあるが、黃檗規に中秋上堂があるが、これは行法鈔に次の様に云つている。

既月。十五夜、月前に六供具洗米、鳴鐘集衆、住持燒香獻供、維那、普門品大悲消災ニテ、月光菩薩ニ回向、拜シテ散ズ、次ニ方丈ニ禮賀、侍者獻茶ノ行禮、朔望ト同ジ、(古ハ月夕上堂アリ)

更に諸寮日看にも、

十五日、月見ノ節ナリ、晡時合山ヨリ方丈エ藥石ヲ設ク、畢テ見合常念經ヲ讀ム、經ハ普門品心經消災呪月呪等ヲ誦シテ普回向ナリ、終テ拜賀、茶ナシ、點後夜參茶アリ、と、中國の清規に記事は無い。唯日本では上堂はなされてない禮賀諷經のみである。

九月 初一日首座復鳴_ニ坐禪板_一。堂司提調糊_ニ僧堂窓_ニ下_ニ瀆簾上_ニ暖簾_一。重陽日早晨知事燒香點_ニ茱萸茶_一。住持上堂。許_ニ方來相看_一。(勅修規)

かつては、中國に於ては重陽節の上堂が行われたであらうが、日本では禮賀のみで端陽節と同様である。諸寮日看には、

九月八日。二時飯、浴日ノトリコシ、朝飯後ナシ、此ノ

日寺例ノ日待、經八十五夜月見經ノ如シ、但、此ノ夜ハ主人ハ拜賀ナシ、點後茶アリ。九日。重陽佳節ナリ、行事畢テ行茶禮賀アリ、終テ鎮守堂ニツヒテ諷經アリ、本尊上供、粥後坐ナシ、餘ハ常ト同ジ。十三日。月見經アリ、如_ニ三五夜_一、此ノ日方丈ヨリ合山エ藥石ヲ設ク。

とある。茱萸茶は「世典有_ニ九日佩_ニ茱萸_一、飲_ニ菊花酒_一之說。其點_ニ茱萸於茶_一。却見_ニ于禪策_一。(禪林象器箋)とあり。桃源鈔も「點茱萸茶此民俗禮ソ。」と云つている。その他十六日善月祈禱般若。十八日觀音懺法がある。(小叢林規)

十月。初一日開爐、方丈大相看。初五日。達磨忌。(勅修規)

十一月。廿二日帝師忌。冬至庫司預辨_ニ糝果_一。此月或進_ニ退職事_一或在_ニ歲節_一、方丈請_ニ大衆冬前點心_一。(勅修規)

とある。勅規抄は、「廿二日。帝師ハ元朝ノ帝師拔合斯ハソ、西域ヘ歸テ入滅アツタソ、元朝ハ釋迦ノ再來テ國ヲ以テアルト云ソ。冬至。糝ハカイモチノヤウナルモノソ油糝ハ竺仙ノ造り様ヲ出サレタソ……。」とある。行法鈔には「冬至、冬夜ニ、知事頭首、小子法屬等和會シテ、齋後住持ニ特爲煎點、次ニ藥石。當日住持ヨリ、粥後ニ知事、頭首、大衆ニ煎點。」又橘谷内規は次の如く云つている。

十一月冬至祝聖。朝課後拜祝茶。除夜諷經有。土地堂念誦後冬夜之拜賀祝茶。粥罷上堂小參等佛事可_ニ任意_一。と。冬夜諷經と翌冬至祝聖となる。

十二月 初八日、佛成道庫司預造「紅糟」。歳終結^ニ呈諸色薄^一書。(勅修規)

とある。紅糟とは五味粥又は赤豆粥の意なり。十二月は十三日煤拂。二十六日餅搗二十九日布薩。或は廿八日粥後布薩、嘑時念誦、大施餓鬼。除夜、土地堂、總茶湯、龍天看經、滿散、宣疏、終テ歳末ノ拜賀、點大夜參茶アリ。」(諸寮曰看)とある。證義記には「除夕前三日、客堂掛〇云、歳暮在邇、合院佛聖殿堂、竝及前後廊廡、内外丹牌、俱洒掃潔淨。除夕日小食白胸午飯油糝菜、早粥排牌云、合院大衆師聞鼓聲、各處上普供。下午掛牌云、是晚二板、聞鐘聲、齊詣大殿念不佛。晚課各帶具、課畢、禮祖、上方丈、陞座說法、或普說竟……………」とある。

以上月分須知に従つて稿を進めた、出来るだけ清規の資料を多く出そうとした。私の念願とする處は此等の資料が民族學研究の資料として役立つに結構だと思ふ。

註1 中國の清規は第一輯第二編第十六套第四冊・第五冊及び第十七套第一冊に依つたのである。叢林校定清規總要卷下、十九月分須知。禪林備用清規卷十、月分標題。幻住清規、月進。百丈清規證義記卷八、月分須知。等を各々中心にして各清規の他の項も參考にした。

百丈清規證義記には各月の異名を次のに標擧げている。正月建寅、日攝提格、又曰大簇、又曰孟陬、又十一月冬至一陽生、乃至四月名六陽、今正月名三陽月也〇二月建卯、日

註2

單闕、又曰夾鐘、又云仲春、又稱芳春〇三月建辰、曰執徐、又曰姑洗、又曰莫春、曰晚春、曰杪春、又稱宿月〇四月建巳、曰大荒落、又曰仲呂、亦名麥秋、又稱清和、亦名葵月、又稱孟夏初夏等〇五月建午、曰敦牂、又曰蕤賓、或名天中節、或修月、又稱皋月、蒲月、艾月、榴月、等夏至一、陰生〇六月建未、曰協洽、又曰林鐘、又號稱且月、荷月〇七月建申、曰涇灘、又曰夷則、亦名孟秋、又稱相月、巧月等〇八月建酉、曰作噩、又曰南呂、或名清秋、又稱壯月、桂月等〇九月建戌、曰闍茂、又曰無射、或名季秋、暮秋、深秋、杪秋、又稱元月、菊月等〇十月建亥、曰大淵獻、又曰應鐘、或名孟冬、開冬、小春、亦稱陽月、良月等〇十一月建子、曰困敦、又曰黃鐘、或名仲冬、亦稱蕤月、至月等〇十二月建丑、曰赤奮、又曰大呂、或名季冬、杪冬、亦稱臘月、除月等。

刺修百丈清規桃源鈔は兩足院藏本。曹洞宗全書清規之部に依つたのは次の通りである。吉祥山永平寺小清規卷中、年規(三四六一頁)、相樹林清規卷下、年中行事(四九六頁)橘谷内清規(五五五頁)、洞上僧堂清規行法鈔卷三、年分行法次第(九十頁)、大平山諸寮日看(六九七頁)